

【国民福祉委員会】

(1) 審議概観

第142回国会においては、本委員会から法律案1件を提出した。また、本委員会に付託された法律案は、内閣提出5件（うち本院先議3件）であり、いずれも可決ないし修正議決した。

このうち、**精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案**（本委員会提出）、**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案及び検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案**（いずれも内閣提出、本院先議）は、衆議院厚生委員会において継続審議となった。

また、本委員会付託の請願74種類1,011件のうち、3種類55件を採択した。

〔法律案の審査〕

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案は、精神薄弱者福祉法等の法律において現在使用されている「精神薄弱」という用語について、知的な発達に係る障害の実態を的確に表していない、あるいは、精神・人格全般を否定するかのような響きがあり障害者に対する差別や偏見を助長しかねないといった問題点が指摘されており、関係団体等から、障害の状態を価値中立的に表現することができる用語に改めるべきであるという意見が表明されていた経緯を踏まえて、障害者に対する国民の理解を深め、もって障害者の福祉の向上に資するため、この「精神薄弱」という用語を「知的障害」に改める必要があることから提出されたものである。委員会においては、草案趣旨説明が行われた後、全会一致で本委員会提出の法律案とされた。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案（本院先議）は、最近における感染症の発生の状況、医学医術の進歩及び衛生水準の向上、患者等の人権の尊重等の要請、国際交流の進展等を踏まえ、明治30年の制定以来100年が経過した伝染病予防法を抜本的に見直そうというものであり、その内容は、総合的な感染症予防対策の推進を図るために、現行の伝染病予防法、性病予防法及び後天性免疫不全症候群の予防に関する法律を廃止するとともに、措置の対象となる感染症について類型を設けて見直し、感染症予防のための基本指針等の策定、感染症に関する情報の収集及び公表、感染症の類型に応じた健康診断、就業制限及び入院、感染症のまん延を防止するための消毒その他の措置を定め、また、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物について輸入検疫に関する制度を創設しようとするものである。

検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案（本院先議）は、最近の海外における感染症の発生の状況、国際交流の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、総合的な感染症予防対策を推進する一環として、国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症の国内への侵入及びまん延を防止するため、検疫の対象となる疾病並びに隔離及び停留の方法及び手続を見直すとともに、検疫所において感染症に関する情報提供等を行うこととするほか、狂犬病の国内への侵入を防止するための検疫の対象に猫その他の動物を追加する等

の措置を講ずる必要があることから提出されたものである。

両法律案は、まず、本会議において趣旨説明が行われ、感染症対策の基本理念、過去の感染症対策への反省、感染症患者等の人権への配慮、感染症対策に係る人材育成の在り方等について質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、国立感染症研究所及び国立国際医療センターにおける実情調査、参考人（7名）からの意見聴取を行うとともに、感染症患者等の人権の尊重、感染症の新たな類型の定義、感染症の予防とまん延の防止に関する体制の確立、総合的な感染症予防対策の推進等について質疑が行われた。

質疑終局後、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案について、自由民主党の尾辻理事より、自由民主党及び社会民主党・護憲連合を代表して、病原体等の検査体制の整備、患者等の人権の配慮等に関する修正案が、また、日本共産党の西山委員より、法の基本理念における人権尊重の明確化等に関する修正案がそれぞれ提出され、討論の後、西山委員提出の修正案は賛成少数をもって否決、尾辻理事提出の修正案及び修正部分を除く原案は賛成多数をもって可決され、本法律案は修正議決された。検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案は、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、両法律案に対して、13項目の附帯決議を付した。

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（本院先議）は、ドイツとの人的交流に伴って発生する両国の公的年金制度への二重加入等の問題を解決するため、本年4月、日独両政府が署名した協定（外交・防衛委員会に付託）を実施するために必要な国内の法整備を行おうとするもので、その内容は国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び農林漁業団体職員共済組合法について、被保険者の資格、給付の支給要件及び給付の額の計算に関する特例その他必要な事項を定めようとするものである。委員会においては、質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦没者の父母等に改めて特別給付金を支給する措置を講ずる必要があることから提出されたものである。委員会においては、質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。

国民健康保険法等の一部を改正する法律案は、高齢化の進展等に伴い、市町村国民健康保険における退職者に係る老人医療費拠出金が増大していること、老人加入率が著しく高い市町村国民健康保険の保険者数が増加していること等にかんがみ、医療保険制度等の抜本的な改革までの間、退職被保険者等に係る老人医療費拠出金について、その額の2分の1を退職者医療制度において負担することとし、また、老人加入率の上限を現行の100分の25から100分の30に改めるとともに、医療保険制度への信頼の確保と医療費の適正化に資するため、診療報酬の不正請求の防止のための措置及び医療法に基づく勧告に従わない場合について全部又は一部の病床を除外して指定を行う等の保険医療機関の指定制度の見直しの措置を講ずるほか、市町村国民健康保険の事務費負担金の見直し等の措置について、定める必要があることから提出されたものである。なお、衆議院において、施行期日につ

き、所要の修正が行われた。

本法律案は、まず、本会議において趣旨説明が行われ、社会保障関係費の歳出上限枠の見直し、医療保険制度の抜本改革の道筋等について質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、新潟市における地方公聴会、参考人（9名）からの意見聴取を行うとともに、財政構造改革法が改正される状況下での本法律案の妥当性、医療保険制度の抜本改革への取り組みの状況、老人医療費拠出金制度の在り方、病床過剰地域における病床指定の制限の是非、必要病床数の算定方法の見直し、保険医療機関への指導・監査の充実等について質疑が行われた。

質疑終局後、社会民主党・護憲連合の清水理事より、法案中の「医療保険制度等の抜本的な改革までの間」の意義の明確化、保険医療機関の病床の指定等に関する規定の適用に当たって配慮すべき事項等を内容とする修正案が提出された。討論の後、修正案及び修正部分を除く原案は賛成多数をもって可決され、本法律案は修正議決された。なお、12項目の附帯決議を付した。

〔国政調査等〕

3月10日、小泉厚生大臣から所信を、政府委員から平成10年度厚生省関係予算概要説明を聴取した。

3月12日、厚生行政の基本施策について質疑が行われ、社会保障関係費と国民負担率、医療保険制度抜本改革への取り組み、総合的少子化対策の推進、環境ホルモン対策等の問題が取り上げられた。

4月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成10年度厚生省関係予算を審査し、財政構造改革法の改正と社会保障関係費の在り方、薬価基準・診療報酬制度抜本見直しの方向、ダイオキシン対策、介護保険制度導入に向けた取り組み等について質疑が行われた。

6月18日、長野パラリンピック冬季競技大会の開会式前日（平成10年3月4日）における車いすダンス参加者に対する主催者側の対応の問題について、委員長及びこの問題についての各派代表者等による関係者からの事情聴取及び意見交換が行われたこと（5月26日）を受け、委員長からその概要を報告した。

また、小泉厚生大臣から、臓器の移植に関する法律に対する附帯決議に基づき、臓器移植の実施状況等について報告を聴取した（それぞれの報告書については委員会会議録の末尾に掲載することに決した）。

（2）委員会経過

○平成10年1月14日（水）（第1回）

- 理事を選任した。
- 社会保障等に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年3月10日（火）（第2回）

- 厚生行政の基本施策に関する件について小泉厚生大臣から所信を聴いた。

- 平成10年度厚生省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成10年3月12日（木）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 厚生行政の基本施策に関する件について小泉厚生大臣、政府委員、厚生省、科学技術庁、文部省及び建設省当局に対し質疑を行った。

○平成10年3月19日（木）（第4回）

- 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案**（閣法第32号）（衆議院送付）について小泉厚生大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、外務省、総務庁、総理府及び自治省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第32号） 賛成会派 自民、民友、公明、社民、共産、自由、二院
反対会派 なし

○平成10年4月7日（火）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成10年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成10年度特別会計予算（衆議院送付）
平成10年度政府関係機関予算（衆議院送付）
(厚生省所管及び環境衛生金融公庫)について小泉厚生大臣、政府委員、文部省、環境庁、農林水産省、大蔵省、会計検査院及び法務省当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成10年4月10日（金）（第6回）

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案**（閣法第84号）
検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案（閣法第85号）
以上両案について小泉厚生大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年4月14日（火）（第7回）

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案**（閣法第84号）
検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案（閣法第85号）
以上両案について小泉厚生大臣、政府委員及び総務庁当局に対し質疑を行った。

○平成10年4月16日（木）（第8回）

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案**（閣法第84号）
検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案（閣法第85号）
以上両案について小泉厚生大臣、政府委員、警察庁及び消防庁当局に対し質疑を行った。

○平成10年4月21日（火）（第9回）

○**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案**（閣法第84号）

検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案（閣法第85号）

以上両案について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

日本医師会常任理事

小池 麒一郎君

聖マリアンナ医科大学客員教授

清水 喜八郎君

弁護士

鈴木 利廣君

全国ハンセン病療養所入所者協議会会長

高瀬 重二郎君

国立国際医療センター研究所所長

竹田 美文君

明治大学法学部教授

新美 育文君

大阪H.I.V訴訟原告団代表

花井 十伍君

○平成10年4月28日（火）（第10回）

○理事の補欠選任を行った。

○**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案**（閣法第84号）

検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案（閣法第85号）

以上両案について小泉厚生大臣、政府委員、文部省、総務庁及び科学技術庁当局に對し質疑を行った。

○平成10年4月30日（木）（第11回）

○理事の補欠選任を行った。

○**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案**（閣法第84号）

検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案（閣法第85号）

以上両案について小泉厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案（閣法第84号）を修正議決し、

検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案（閣法第85号）を可決した。

（閣法第84号）

（修正案）

賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由

反対会派 共産、二院

（修正部分を除いた原案）

賛成会派 自民、公明、社民、自由

反対会派 民主、共産、二院

（閣法第85号）

賛成会派 自民、民主、公明、社民、共産、自由、二院

反対会派 なし

なお、両案について附帯決議を行った。

○**国民健康保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第31号）（衆議院送付）について小泉厚生大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年5月7日（木）（第12回）

- 国民健康保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第31号）（衆議院送付）について小泉厚生大臣、政府委員及び経済企画庁当局に対し質疑を行った。
- また、同法律案の審査のため委員派遣を行うことを決定した。
- 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案**（閣法第108号）について小泉厚生大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年5月12日（火）（第13回）

- 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案**（閣法第108号）について小泉厚生大臣、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った後、可決した。
(閣法第108号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、共産、自由、二院
反対会派 なし
- 国民健康保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第31号）（衆議院送付）について参考人の出席を求ることを決定した。

○平成10年5月19日（火）（第14回）

- 国民健康保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第31号）（衆議院送付）について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

全国市長会社会文教分科会委員長・大阪府守口市長	喜多 洋三君
全国町村会副会長・京都府園部町町長	野中 一二三君
日本労働組合総連合会生活福祉局長	榎本 純君
健康保険組合連合会東京連合会副会長・	
日本通運健康保険組合理事長	安岡 正泰君
上智大学文学部教授	山崎 泰彦君
全国保険医団体連合会副会長・医師	河野 和夫君
鹿児島県医師会会長	鮫島 耕一郎君
社会保険診療報酬支払基金理事長	末次 彰君
弁護士	濱 秀和君

○平成10年5月21日（木）（第15回）

- 国民健康保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第31号）（衆議院送付）について小泉厚生大臣、政府委員、公正取引委員会、大蔵省、会計検査院及び総務庁当局に対し質疑を行った。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成10年5月26日（火）（第16回）

- 精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案**の草案について提案者尾辻秀久君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することに決定し

た。

○平成10年5月28日（木）（第17回）

- 国民健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について小泉厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年6月4日（木）（第18回）

- 国民健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について小泉厚生大臣、政府委員、運輸省、文部省及び消防庁当局に対し質疑を行い、討論の後、修正議決した。

（閣法第31号）

（修正案） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、二院

反対会派 共産

（修正部分を除いた原案） 賛成会派 自民、社民、二院

反対会派 民主、公明、共産

なお、附帯決議を行った。

○平成10年6月18日（木）（第19回）

- 長野パラリンピック冬季競技大会における車いすダンス参加者への対応に関する件について委員長から報告があった。
- 臓器移植に関する件について小泉厚生大臣から報告を聴いた。
- 請願第648号外54件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第19号外955件を審査した。
- 社会保障等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（3）成立議案の要旨・附帯決議

国民健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第31号）

【要 旨】

本法律案は、近年の高齢化の進展等に伴い、市町村国民健康保険における退職者に係る老人医療費拠出金の増大、老人加入率が著しく高い市町村国民健康保険の保険者数の増加を踏まえ、医療保険制度等の抜本改革が行われるまでの間において、老人医療費拠出金について現行制度の下における所要の見直しを行うとともに、医療保険制度への信頼の確保と医療費の適正化に資するため、診療報酬の不正請求の防止のための措置及び病床過剰地域等における保険医療機関の指定の在り方等に関し必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 退職被保険者等に係る老人医療費拠出金の負担方法の見直しに関する事項

医療保険制度等の抜本的な改革が行われるまでの間、市町村が負担する老人医療費拠出金のうち退職被保険者等に係る分について、その額の2分の1を退職者医療制度を通

じて被用者保険において負担する。

2 老人加入率上限に関する特例の見直しに関する事項

医療保険制度等の抜本的な改革が行われるまでの間、老人医療費拠出金の算定に用いられる各保険者の老人加入率の上限を100分の30(現行100分の25)とする。

3 保険医療機関の指定等の取消しが行われた場合の再指定等を行わない期間の延長に関する事項

保険医療機関の指定及び保険医の登録等の取消しが行われた場合に、都道府県知事が再指定等を行わないことができる期間を最長5年(現行最長2年)に改める。

4 診療報酬の不正請求に係る返還金に対する加算金の割合の引上げに関する事項

診療報酬の不正請求に係る返還金に対する加算金の割合を100分の40(現行100分の10)に改める。

5 保険医療機関の病床の指定等に関する事項

都道府県知事は、保険医療機関の指定の申請があった病院又は療養型病床群を有する診療所について、次のいずれかに該当するときは、病床の全部又は一部について保険医療機関の指定等を行わないことができるものとする。

(1) 医療法による病床過剰地域における都道府県知事の勧告に従わないとき

(2) 医師、看護婦その他の従業者の人数が医療法に定める数を勘案して厚生大臣の定める基準により算定した数に満たないとき

(3) その他適正な医療の効率的な提供を図る観点から当該病院等の病床の利用について保険医療機関として著しく不適当なところがあると認めるとき

6 国民健康保険組合等の予算の認可の見直しに関する事項

国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会の予算についての都道府県知事の認可を届出に改める。

7 市町村国民健康保険の事務費負担金の一般財源化に関する事項

市町村国民健康保険の事務費負担金の一般財源化に伴い、所要の改正を行う。

8 その他所要の規定の整備

9 施行期日等

(1) 退職被保険者等に係る老人医療費拠出金の負担方法の見直しに関する事項 平成10年7月1日

(2) 老人加入率上限に関する特例の見直しに関する事項及び市町村国民健康保険の事務費負担金の一般財源化に関する事項 公布の日（衆議院修正。原案では、平成10年4月1日）

(3) 保険医療機関の指定等の取消しが行われた場合の再指定等を行わない期間の延長に関する事項、診療報酬の不正請求に係る返還金に対する加算金の割合の引上げに関する事項、保険医療機関の病床の指定等に関する事項及び国民健康保険組合等の予算の認可の見直しに関する事項 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日

(4) (2)の修正に伴い、平成10年度の老人医療費拠出金の額の算定等について所要の措置を講ずる（衆議院修正による追加）。

国民健康保険法等の一部を改正する法律案委員会修正

【要 旨】

- 1 「医療保険制度等の抜本的な改革までの間」とは、「平成12年度までのできるだけ早い時期に、医療保険制度等について抜本的な改革を行うための検討を行いその結果に基づいて必要な措置を講ずるまでの間」であることを明記すること。
- 2 政府は、保険医療機関の病床の指定等に関する規定の適用に当たっては、被保険者等医療を受ける者の必要を反映して、良質かつ適切な地域医療が確保されるよう十分配慮するとともに、その理由を明らかにする等、公正の確保及び手続の透明性の確保に努めるものとすること。
- 3 その他所要の整理を行うこと。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

- 1 医療提供体制、薬価基準制度、診療報酬制度、高齢者医療制度の抜本的な見直し等の医療保険制度等の抜本改革を、平成12年度に実施すること。とりわけ、市町村財政にとって大きな負担となっている国民健康保険制度の抜本改正について遅滞なく取り組むこと。
- 2 抜本改革に当たっては、保険者機能の在り方、医療情報の提供の推進、患者の権利擁護、医療費の地域間格差の是正など国民の立場に立った検討を加え、法制化も含めた必要な措置を講ずるよう努めること。さらに、社会保障制度に対する国民の信頼を損なうことのないよう、医療保険制度における給付と負担の公平化を図り、社会全体で支える仕組みを構築すること。
- 3 抜本改革に当たっては、科学的データに基づいた医薬品・医療技術の有用性等の再評価、高額医療機器の共同利用の推進、内外価格差の是正等についても検討すること。
- 4 老人医療費拠出金制度に係る今回の改正が暫定的な措置であることにかんがみ、高齢者医療・保険制度の具体的検討に直ちに着手すること。また、その検討に当たっては、高齢者の所得・資産・生活の実態を踏まえ、高齢者の保険料及び自己負担が過度な負担とならないよう留意し、低所得者への十分な配慮を行うとともに、自己負担、保険料、公費負担のそれぞれの在り方について検討すること。
- 5 政府管掌健康保険に係る国庫補助の繰入特例措置分及びその利子については、国及び政府管掌健康保険の財政状況を勘案しつつ、できる限り速やかな繰り戻しに努めること。
- 6 医療計画における必要病床数の算定方法について、急性期・慢性期用の病床の区分等を含めて検討を加え、地域間格差の是正に向けて見直しを行うとともに、それに沿って地域での診療機能にも配慮しながら都道府県における医療計画の見直しを行うこと。また、無医地区の解消、病床の偏在の是正を図り、より多くの地域住民が良質な医療を受けられるよう努めること。
- 7 医療法上の勧告と健康保険法上の病床制限に関する措置については、地域住民に必要な医療機関の参入を妨げない等、良質な医療を受ける機会を制約することとならぬよう十分留意し、その公平公正な運用の確保に努めるとともに、勧告に関する都道府県医療審議会の審議及び病床の指定制限に関する地方社会保険医療協議会の審議を公開する等手続の透明化を図ること。

- 8 保健医療福祉の総合的なサービス提供体制を確立するため、都道府県における医療計画の見直しに際しては、住民の意見反映に努めながら、今後策定される介護保険事業計画との整合性を図ること。また、住民の生活圏を考慮しつつ医療圏域、老人保健福祉圏域及び障害保健福祉圏域の整合性を図ること。
- 9 入院医療・看護の質を高めるため、看護要員の充実確保について所要の措置を推進すること。
- 10 審査及び指導監査の充実等、医療費の不正請求の防止、医療費の適正化を図るために対策を強化すること。また、これらを適正・円滑に進めるため、レセプト処理の効率化を図ること。
- 11 医療全般について、医学会や臨床現場の意見に耳を傾け、保険診療のルールとの整合性について検討を進めること。
- 12 医療現場の実情を把握し、円滑に国民に適切な医療が遂行できる環境づくりに努めること。
右決議する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第32号）

【要 旨】

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を恩給の額の引上げに準じて引き上げるとともに、戦没者の父母等に改めて特別給付金を支給しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護の充実
 - (1) 障害年金の額の引上げ
障害年金の額を引き上げ、第1項症の場合、平成10年4月分から年額566万9,000円（現行年額560万2,000円）に増額する等とする。
 - (2) 遺族年金及び遺族給与金の額の引上げ
遺族年金及び遺族給与金の額を引き上げ、公務死に係る額について、平成10年4月分から年額193万3,500円（現行年額190万8,800円）に増額するとともに、障害年金受給者が死亡（平病死）した場合に係る額についても増額する等とする。
- 2 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による援護の拡充
国債（第5回目継続分）の最終償還を終えた戦没者の父母等に対し、改めて特別給付金として額面100万円、5年償還の無利子の国債を支給する。
- 3 施行期日
この法律は、平成10年4月1日から施行する。

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第108号）（先議）

【要 旨】

国際化が進展する中で、日本人等が外国に一時的に派遣された場合に、日本と外国の年金制度に二重に加入しなければならないほか、外国の年金制度への加入期間が短いと年金

受給権に結びつかないなどの問題が生じている。このような問題の解決を図るため、ドイツ連邦共和国との間で、「社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定」が締結された。

本法律案は、この協定を実施するため、日本国及びドイツ連邦共和国の両国において就労する者等に関する年金制度について、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び農林漁業団体職員共済組合法の特例その他必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 被保険者の資格等に関する特例

(1) 公的年金制度共通事項

次のいずれかに該当する者は、被保険者としない。

- ① 日本で就労する者であって、加入義務に関するドイツ年金法令の規定の適用を受ける者（原則5年以内）。
- ② ドイツで就労する者であって、加入義務に関するドイツ年金法令の規定の適用を受ける者（協定により加入義務に関するドイツ年金法令の規定の適用が免除される者（原則5年以内）を除く）。

(2) 国民年金に関する事項

(1)の①に該当する者について我が国の公的年金制度の適用が免除されている期間、その者に随伴する配偶者及び子も国民年金の被保険者としない。

2 給付の支給要件に関する特例

ドイツの年金制度へ保険料を納付した期間を有する者であって、公的年金制度の給付の受給資格要件を満たさない者について、次の特例を設ける。

(1) ドイツ保険料納付期間等の算入

老齢厚生年金等の受給資格要件たる期間を満たさない者について、その者のドイツ保険料納付期間等を厚生年金保険の被保険者期間等に算入する。

(2) 障害厚生年金等の支給要件の特例

ドイツ保険料納付期間中に初診日又は死亡日がある者について、障害厚生年金等の支給要件に関する規定を適用する場合においては、当該初診日又は死亡日において公的年金制度の被保険者等であったものとみなす。

3 給付の額に関する特例

2の特例により初めて給付の受給資格要件を満たした者に支給する額について、次の特例を設ける。（老齢厚生年金や老齢基礎年金など加入期間に比例した額が支給される給付については特例を設けず、現行どおりの額を支給する。）

(1) 給付の額に関する期間比例計算

老齢厚生年金の加給等、厚生年金保険の被保険者期間等が一定期間を満たす場合に定額が支給される給付の額は、当該定額に厚生年金保険の被保険者期間等を当該一定期間で除して得た率を乗じて得た額とする。

(2) 給付の額に関する按分計算

障害基礎年金等、被保険者期間等に関わらず定額が支給される給付の額は、当該定額をドイツ保険料納付期間と日本の年金制度に加入した期間とで按分した額とする。

このほか、被保険者期間が300月に満たない場合の障害厚生年金等の額や障害共済年

金等の職域年金相当部分についても特例を設ける。

4 その他

ドイツ年金の申請書等を社会保険庁長官等が受理すること等、協定を実施するため必要な措置を設ける。

5 施行期日

この法律は、協定の発効日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（5件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 決議	委員会 付託	委員会 議決	本会議 決議
※31	国民健康保険法等の一部を改正する法律案	衆	10. 2. 10 10. 4. 30	10. 6. 4 修正附帯決議	10. 6. 5 修正	10. 3. 31 厚生	10. 4. 28 修正	10. 4. 30 修正	
				○ 10. 4. 30 参本会議趣旨説明	○ 10. 3. 31 衆本会議趣旨説明				
				○ 10. 6. 5 衆へ回付	○ 10. 6. 10 衆同意				
※32	戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案	ノ	2. 10 3. 17	3. 19 可決	3. 20 可決	3. 11 厚生	3. 13 可決	3. 17 可決	
84	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案	参	3. 11 4. 10	4. 30 修正附帯決議	4. 30 修正	5. 21 厚生			継続審査
				○ 10. 4. 10 参本会議趣旨説明	○ 10. 5. 21 衆本会議趣旨説明				
85	検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案	ノ	3. 11 4. 10	4. 30 可決附帯決議	4. 30 可決	5. 21 厚生			継続審査
				○ 10. 4. 10 参本会議趣旨説明	○ 10. 5. 21 衆本会議趣旨説明				
108	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案	ノ	4. 24 4. 30	5. 12 可決	5. 13 可決	5. 13 厚生	5. 15 可決	5. 19 可決	

・参議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 決議	委員会 付託	委員会 議決	本会議 決議
5	精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案	国民福祉委員長 山本 正和君 (10. 5. 26)	10. 5. 26	10. 5. 27				10. 5. 27 可決	10. 6. 11 厚生	